7月末までに郵送します。 こ

「介護保険負担割合証」は、 基準日から使用する新しい

変更になった方や、新たに要 得更正などにより負担割合が 月1日)。 ただし、住民税の所

(支援) 認定を受けた方

証は「桜色」でしたが、新し

負担割合証は「黄色」にな

れまで使用していた負担割合

には、随時交付します

として一斉更新となります。

が、8月1日(水)を基準日 いる「介護保険負担割合証」

定を受けた方

【交付時期】 原則年1回(8

認書類(運転免許証・パスポ

2割負担

本人確認ができる身元確

険者で、要介護(支援)の認

ので、ご注意ください。 が必要になることがあります

【交付対象】要介護(支援)認

と②が必要です。

証を受け取る場合は、次の①

で再交付します。なお、同課 接介護福祉課(市役所1階)

で被保険者本人が直接再交付

65歳以上の介護保険の被保

を送付します

11

「介護保険負担割合証

割合証を紛失・汚損したとき

申請により、郵送または直

○介護保険被保険者証や負担

定を受けている方に交付して

年度介護保険料額 決定通知書を発送します

30年度の介護保険料額決定通 知書を、7月11日(水)に発 65歳以上の方を対象とした、 付は納期限までに納付する場 納付してください(ただし コンビニエンスストアでの納

引きとなる方と、指定された 納める方がいます。介護保険 は、受給している年金から天 方法をご確認ください。 料額決定通知書が届きました 納期限までに、納付書や口座 振替などの方法により各自で 保険料の納付方法について 保険料額や保険料の納付

国のコンビニエンスストアで 銀行)などの各金融機関、 所本庁舎および各連絡所のほ か、銀行や郵便局(ゆうちょ

納付書で納める方は、市役 う算出された「基準額」を基 め忘れが心配な方は、便利な 外出することが難しい方、納 などに要する費用が賄えるよ 額は、市全体の介護サービス ◎保険料額の決まり方 合に限ります)。また、日中に に算定されます。 座振替をご利用ください。 介護保険料は3年ごとに改 65歳以上の方の介護保険料

齢者の自然増により介護サー の改定の年に当たります。高 定され、30年度は介護保険料 ビスの利用者が増加すること

て、

介護サービスを利用した

設ける措置(自己負担割合の 際の保険給付に一定の制限を

頟は上昇しました。 この基準額に、被保険者本 介護保険料の基準

どに応じ、第1~第13段階に ています。 ことで介護保険料は算出され 設定された保険料率を乗じる 人や世帯員の前年中の所得な

◎保険料を滞納すると 制度であり、

サービスを利用できるための ったときに、誰もが安心して めなど) を行うことになりま 介護保険は介護が必要にな

☎470·7777 (内線4 詳しくは介護福祉課保険係

あります。 かる負担を軽くするものでも

引き上げや一部給付の差し止

理解とご協力をお願いします 保険料の納期内納付に、ご

29年度個人情報保護制度の運用状況と

◎個人情報保護制度の運用状況 市では、個人情報の取り扱 情報公開制度の利用状況

状況は、

開示決定25

権利を保障し、市の諸活動 で説明する責任を全うするた

市では、市民の皆さんの知 情報公開制度の利用状況 申出はありませんでした。 |用中止請求、審査請求、苦

棄却20件でした。

用状況は、次の通りです。

公文書の開示請求の処理状

人だけでなく、
 その家族にか 介護を受ける本

の権利利益の侵害を未然に防

止するため、 東久留米市個人

いの基本的事項を定め、個人

示決定3件(うち不存在3件)

め、東久留米市情報公開条例

を定めています。

29年度の利

部開示決定6件、 34件中、

でした。訂正請求の処理状況

29年度の運用状況は、次の通 情報保護条例を定めています

8月 70歳以上の方の 局額療養費制度が見直されます から

40歳~44歳の方が公的医療保 の方が納める保険料のほか、

介護保険制度は、65歳以上

険の保険料と併せて納めてい

納税者全員が負担

制度です。 た場合、超えた額を払い戻す 担額が自己負担限度額を超え 月に支払った医療費の自己負 高額療養費制度とは、同じ

ます(左表参照)。

◎現行の現役並み所得区分が

な方は、7月中に保険年金課

限度額適用認定証」が必要

(市役所1階) に申請してく

点から行われ、8月から70歳 能力に応じた負担を求める観

◎70歳以上で、現役並み所得

個人情報の開示請求の処理

以上の方の上限額が見直され

れる方=申請書を送付します 区分Ⅰ・Ⅱに該当すると思わ

ことにより成り立っています。

多くの方が負担を分かち合う する公費(税金)を財源とし

つため、保険料を滞納した方

こうした負担の公平性を保

には、その滞納の期間に応じ

世代内の公平性を図り、負担 制度の持続性を高め、世代間・ 今回の見直しは、医療保険

ださい。

イナンバー 〈個人番号〉 通知 人番号)が確認できる書類(マ トなど)②マイナンバー(個 関などでの支払いについて、 されることに伴い、現役並み Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの3区分に細分化 での費用負担にするためには 該当区分の自己負担限度額ま 所得Ⅰ・Ⅱとなる方=医療機 |限度額適用認定証| の交付

え、代理人の身分証明書が必 カードまたはマイナンバーカ する場合は、前記①と②に加 の方が代理で再交付手続きを また、被保険者と同一世帯 を受ける必要があります。

要です 同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得金額が ・単身世帯で340万円未満の方 本人の合計所得金額が 3割負担 (同一世帯の確認が取 2人以上世帯で463万円未満の方 ※40歳~64歳(第2号被保険者)の方は、所得にかかわらず1割負担です。 8 7 た 7 7 祉 は す。 り 取 口 付 は な は 詳 。 り ま れ な に と な で を 再 場 で る 7 4 ま 7 4 福 く ま が な 受 を 再 場

一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得金額が

単身世帯で280万円未満の方

2人以上世帯で346万円未満の方

(月額)【70歳以上の方】

高額療養費制度の自己負担限					
	30年7月まで				
所得区分	外来(個人ごと)	限度額(世帯※1)			
現役並み 所得者	5 万7,600円	8万100円+ (総医療費-26万 7,000円)×1% 〈4万4,400円〉	١		
一般	1万4,000円	5万7,600円			
(※2)	(年間上限14.4万円※3)	〈4万4,400円〉			
Ⅱ住民税非課税世帯	8.000円	2万4,600円			
I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000[-]	1万5,000円			

保険負担割合証 (桜色)」で介

のうち特に所得が高い方に限

· 住民税非課税者 · 生活保護受給者

合計所得金額が 160万円未満の方

本人の合計所得金額が

160万円以上

220万円未満

220万円以上

818

新たに3割の負担割合が

護保険のサービスを利用する

設定されました

保険被保険者証(緑色)」と共

ビスを利用した際の利用者 7月末まで、介護保険のサ

新しい「介護保険負担割

合証 (黄色)」をケアマネジャ

じ、1割または2割でした。 負担は、前年の所得金額に応

65歳以上(第1号被保険者)の方

国の制度改正を受け8月から

現役並みの所得がある方

などに提示してください。

を利用する際は、必ず「介護

基準日以降に介護サービス

◎利用者負担の割合について

利用者負担割合の判定方法

上記以外の方

〜翌年の7月31日

に認定を受けた方は申請日)

【適用期間】8月1日

(新た

りますので、ご確認ください

			30年8月から	
※1)		所得区分	外来(個人ごと)	限度額(世帯※1)
1+	•	現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1% 〈14万100円〉	
1+ ·26万 1 % ·円〉		現役並み II 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1% 〈9万3,000円〉※4	
11/		現役並み I 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 〈4万4,400円〉※4	
円 円〉		一般 (※ 2)	1万8,000円 (年間上限14.4万円※3)	5 万7,600円 〈4 万4,400円〉
円	Ⅱ住民税非課税世帯		8,000円 2万4,	2万4,600円
円		I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	0,000円	1万5,000円

内の金額は、過去12ヵ月に高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額(多数回該当)

₩ 3

象被保険者のマイナンバー 年分の収入額が確認できるも 付します。 徴収票など)、世帯主および対 保険者証兼高齢受給者証、 再判定を希望する方は、 (確定申告書の控え、 (マイナンバーカード

29 被

同じ世帯で同じ保険者に属する方 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書き所 得」の合計額が210万円以下の場合を含みます。 1年間のうち一般区分または住民税非課税区分であった月の外来を合計した限度額は、14.4万

現役並みⅠ・Ⅱの所得区分の方は、限度額適用認定証を申請し る方には、

該当し、一部負担金割合が3 割から2割になる可能性があ 3割から2割になる 申請による再判定の基準に 合があります 案内と申請書を送 合

一部負担金割

国氏健康体験にのける同断文和有証刊定基準 しゅうしゅう							
※判定対象になる方は、70歳以上の国民健康保険被保険者です。							
課税所得金額 (※1)	一部負担金割 合の当初判定		申請による再判定により変更となるもの				
判定対象者の中	3割	収入383万円未満(判定対象者が2人以 上の場合は520万円未満)	一部負担金割合が2割(※3)になります				
で、145万円以上 の方が1人でも		判定対象者が1人の場合で、特定同一世帯所属者(※2)の収入も含み、収	(申請がない場合は3割と判定)				
いる場合		入が383万円以上520万円未満 上記以外の方	一部負担金割合の変更はありません				
判定対象者全員	2割(※3)	住民税課税世帯(一般)(※4)	一部負担金割合の変更はありません				
利定対象有宝貝 が145万円未満の 場合		住民税非課税世帯	一部負担金割合の変更はありませんが、申請により 高額療養費の自己負担限度額などが下がる「限度額 適用・標準負担額減額認定証」が交付されます				

課税所得金額とは、住民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。 担金割合の判定日が属する年の前年(判定日の属する月が1月~7月の場合は前々年)の12月31日現在に世帯主で、同一世帯に合計所得38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、【課税所得金額一(16歳未満の被保険者数)×33万円—(16歳~19歳未満の被保険者数)×12万円】で算出された所得金額で一部負担金割合の判定をします。 特定同一世帯所属者とは、国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方で、国保加入者と脱退日以降継続して同

の世帯に属する方のことです -部負担金割合が2割の方のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の方は、軽減特例措置の対象となり1割負担です。 平成27年1月2日以降に70歳に到達する被保険者が属する世帯で、判定対象となる方の「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も一部負担金割合は2割(※3)です(旧ただし書所得とは、総所得金額、山林所得金額、株式・長期〈短期〉譲渡所得金額の合計額から、基礎控除額33万円を控除した金額のことです)。

国民健康保険 被保険者証兼官 **同齢受給者証** を更新します

証」(以下、被保険者証兼高齢 保険被保険者証兼高齢受給者 部負担金割合 (1割~3割) 保険者には、被保険者証に が表記されている|国民健康 70歳以上の国民健康保険被

の一部負担金割合は、30年度 判定し、8月に更新します(下 齢受給者証を7月中旬に世帯 部負担金割合に変更のある方 受給者証)を交付しています には、新しい被保険者証兼高 被保険者証兼高齢受給者証 住民税課税所得に基づいて

資格係☎470・7732、

入している方は同課国保年金

詳しくは国民健康保険に加

表参照)。この判定により、 主宛てに送付します。 部負担金割合が変わらない 【ご注意】 今回の判定により

☎470·7846**△**° ている方は同課高齢者医療係 後期高齢者医療制度に加入し

証兼高齢受給者証を引き続き 万は、現在お持ちの被保険者 利用ください

翌月1日から2割負担となり 前が認められた場合、申請の 噌) へ申請してください。 申 など)を持参の上、保険年金 など)、身元確認書類(免許証 硃国保年金資格係(市役所1 7 3 2 ~.°

置の対象となり1割負担です。 1日以前の方は、軽減特例措 で、生年月日が昭和19年4月 詳しくは同係☎470・7 ※一部負担金割合は、

況は、77件中、開示決定20件、 また、一部負担金割合が2割 どにより、年次更新時以外で 担当☎470・7714へ。 定10件 (うち不存在6件)、取 も変更になることがあります。 世帯構成の変更や修正申告な 8月に年次更新されますが、 り下げ1件でした。また、審 査請求はありませんでした。 部開示決定64件、非開示決 詳しくは総務課法務・文書